

『純粋理性批判』における概念と判断

太田伸一

この論文は、カントの「純粋理性批判」における概念と判断および両者の関係について考察することを通して、カテゴリー（純粋悟性概念）と判断の形式との関係を明らかにしようとするものである。

I

(I-1)

まず、概念について考えよう。

概念を他の種類の表象から区別し、特徴づける最も基本的な性格は、その普遍性である。すなわち、概念とは多くの対象に妥当しうる普遍的な表象である。この普遍性という特徴から、概念のもう一つの特徴である間接性が出て来る。普遍的な表象が直接、対象と関わるとは考えられない。ある一つの表象が多くの対象に妥当しうると考えられるためには、それらの対象は多なるものとして表象されねばならない。すなわち、それらの対象と直接的、個別的に対応する多様な表象（直観）がなければならぬ。概念は、それらの多様な表象を介して、間接的に多くの対象と関わるのである。

さて、カントによれば、このように普遍の間接的表象である概念は自発性に基づく表象である。すなわち、「概念は機能に基づく」(A68=B93)。そして、機能とは、「種々の表象を共通の表象の下に秩序づけるはたらきの統一」(A68=B93)である。受容性を通して与えられるのは、個々の対象と個別的に対応する表象だけである。普遍的な表象である概念は、これら「種々の表象を秩序づける」自発的なはたらきに基づいているのである。ここで重要なのは、このはたらきが一つであること（統一）である。種々の表象を秩序づけるはたらきが一つであってはじめて、種々の表象に妥当しうる一つの概念が可能となるのである。したがって、概念は「はたらきの統一」に

基づくのである。すなわち、はたらきの統一が概念の存在根拠なのである。では、はたらきの統一は何によって知られるのであろうか。概念によって知られるのである。種々の表象が「共通の表象」すなわち概念の下に秩序づけられていることによって、それらを秩序づけるはたらきが一つであると知られるのである。すなわち、概念ははたらきの統一の認識根拠なのである。要するに、概念とは、種々の表象を秩序づけるはたらきの統一（機能）の表象なのである。

この自発的な、概念の能力が悟性である。そして、ここで述べられた悟性の機能は（後述の総合的統一の機能と区別して）分析的統一の機能と呼べるであろう。ある概念、たとえば「物体」という概念が妥当するすべての対象は、物体であるという点で分析的に同一⁽¹⁾であり、その概念の下に分析的に統一されていると言えるからである。

（I－2）

次に、判断について考えよう。

判断には、概念と概念の関係を含むものと、いくつかの判断間の関係を含むものがある。たとえば、定言判断においては、二つの概念が主語と述語として結合されている。定言判断は二つの概念の結合関係の表象なのである。さて、構想力によって、ある概念から他の概念が連想されるという様な場合、この二つの概念は主観の意識の内では結合されている。しかし、これらの概念が判断において主語と述語として結合されることはない。判断において結合される二つの概念は、単に主観の内では結合されているだけでなく、客観の内でも結合されていると考えられねばならない。すなわち、二つの概念の対象と対象とが結合されて一つの対象になっていると考えられねばならない。定言判断は、概念と概念の客観的結合関係の表象なのである。

仮言判断や選言判断は、判断と判断の関係の表象である。そして、この場合も定言判断の場合と同様、判断と判断が単に主観の内では関係づけられているだけでなく、客観の内でも関係づけられていると考えられねばならない。それらの判断の対象と対象とが結合されて一つの対象になっていると考えられねばならない。仮言判断や選言判断は、判断と判断の客観的結合関係の表象なのである。

さて、概念と判断をまとめて思惟と呼ぶことができる。そして、対象を伴わない単なる思惟ではなく、対象を伴う客観的な思惟は認識と呼ぶことができる。そうすると、以上のことをまとめて、一般に判断とは認識間の客観的結合関係の表象である、

とすることができる。

「判断表」(A70=B95)は、この判断の形式を完全に示した表である。そして、対象と対象の客観的關係に基づいて認識と認識を結合する機能を判断の機能と呼べば、「判断表」は、判断の機能の形式のすべてを表示しているということになる。

(I-3)

概念と判断が以上のように規定されたので、次は両者の関係について考えてみよう。さしあたって、概念と定言判断の関係について考えよう。定言判断は二つの概念の關係の表象であるが、概念はそこでどのようなはたらきをなしているのであろうか。判断において、二つの概念は、主語概念が述語概念の下に包摂されるという仕方
で結合される。すなわち、主語概念と述語概念は特殊と普遍という関係にある⁽²⁾。したがって、普遍的表象たる概念の、判断におけるはたらきを考えるには、述語概念に注目すべきであらう。

「すべての物体は可分的である」(A68=B93の例)という判断を例にとろう。この判断で言われているのは、「可分性」という述語概念が「物体」という主語概念のすべての対象に妥当するということである。しかし、「可分性」という述語概念は、普遍的表象として、他の対象にも妥当しうるはずである。したがって、「すべての物体」という主語の下に考えられる各対象は、「可分性」という概念が妥当しうる他の対象と統一されるということも言われているのである。普遍的表象たる概念が、判断の述語として対象の認識に使用されることによって、その対象は、述語概念が妥当しうる他の対象と統一されるのである。このように、定言判断は諸対象を統一する機能を有するのであり、この統一の機能の担い手は、述語となる概念なのである。

そして、概念は、これ以外の仕方では対象と関わることはない。概念は、なんらかの判断の述語としてのみ対象と関わり、対象の認識に使用されうる。たとえば「物体」という概念は金属に妥当し、金属の認識に使用されうる。このことは、すなわち、「金属」という概念の下に含まれる各々の対象について、「この金属は物体である」とか「この対象は物体である」という様な判断を下しうるということなのである。「物体」という概念が述語づけられないような対象には、「物体」という概念は妥当しえないのである。ある概念が、実際に、ある対象と関わり、その対象の認識に使用されているということは、その対象に関して、その概念を述語とする判断が成り立ってい

るということである。言わば、判断は、概念による認識のはたらきの現実態、悟性の分析的統一機能の現実態なのである。

さて、ここまでは定言判断に限定して、概念と判断の関係について考えたのであるが、上で述べられたことは、仮言判断や選言判断にもあてはまる。定言判断が単独で判断となっている場合だけでなく、他の判断と関係づけられて、仮言判断の前件または後件となっている場合、あるいは選言判断の選言肢の一つとなっている場合にも、その定言判断は統一の機能を有するのであり、したがって、その定言判断を自らの内に含む仮言判断や選言判断も統一の機能を有するのである。それ故、すべての判断は諸対象に分析的統一をもたらす機能であると言うことができる。あるいは、概念は直接、対象と関わるのではなく、他の個別的表象を介してのみ対象と関わりうるということを考えて言い直せば、「すべての判断は我々の表象間の統一の機能である。」(A69=B94) そして、すべての判断が概念による認識のはたらきの現実態であり、概念による認識能力たる「悟性は一般に判断する能力として表象されうる。」(A69=B94)

(I-4)

このように、概念は判断の述語としてのみ対象の認識に使用され、悟性の統一機能は判断における統一の機能としてのみ、実際に対象に適用されうる。それ故、カントは「判断における統一の機能を完全に提示しうるならば、悟性の機能はすべて見出されうる。」(A69=B94) と言うのである。それでは、「判断における統一の機能を完全に提示する」とは、どういうことであろうか。判断における統一の機能は述語概念によって表わされるのであった。したがって、我々が持ちうる概念をすべて見出し列挙できたならば、判断における統一の機能を完全に提示したことになるであろう。しかし、そのようなことは不可能である。「判断における統一の機能を完全に提示する」ということを、概念をすべて見出し列挙することであると解してはならない。我々の持ちうる概念をすべて見出すことはできない。しかし、すべての対象に妥当する概念を見出すことはできる。「対象」という概念である。「対象」という概念はすべての対象に述語づけられるのであり、あらゆる対象は「対象」という概念の下に統一されるのである。したがって、「対象」という概念はすべての統一の機能の根底に存していると言うことができる。それ故、「対象」という概念を分析し、対象の対象性

(客観性)を明らかにできたならば、判断における統一の機能を完全に提示できたということになる⁽³⁾。そして、それによって、ア・プリオリに対象と関わる概念すなわちカテゴリーが発見されるのであり、また悟性の機能もすべて見出されるのである。それ故、我々はカントに従って「対象」について考えてみなければならない。

(I-5)

なお、「対象」について考える前に、ここで判断における統一の機能と判断の機能の区別について注意しておかねばならない。悟性の統一の機能は判断においてのみ対象に適用されるのであるが、だからと言って、判断における統一の機能と判断の機能とが同じであるとは言えないのである。

次のような例を考えてみよう。「すべての物体は可分的である」という判断から「ある可分的なものは物体である」という判断を導き出すことができる。この二つの判断においては主語と述語が換位されており、判断の量も全称と特称という風に異なっている。しかし、いずれにおいても結合されているのは「物体」と「可分性」という同じ二つの概念であり、同じ対象が考えられている。したがって、この二つの判断は、形式は異なっているが、判断の機能という点から見て実質的に同じ判断である。しかし、この二つの判断における統一の機能は異なっている。判断における統一の機能の担い手は述語概念であった。したがって、述語を異にする、この二つの判断は統一の機能という点で異なった判断なのである。

また、次のような例を考えよう。「すべての物体は可分的である」と「すべての金属は可分的である」という二つの判断である。この二つの判断において、述語概念はどちらも「可分性」であるから、統一の機能は同じである。しかし、「可分性」という概念は、一方では「物体」という概念と、他方では「金属」という概念と結合されているのだから、判断の機能という点で、上の二判断は相異なっている。

これらの例から明らかのように、判断における統一の機能と判断の機能とは区別して考えるべきである。そして、「判断表」は判断における統一の機能の表ではなく、判断の機能の表であると考えべきである。判断における統一の機能は述語概念によって表わされるのに、「判断表」は述語概念に注目して判断を区分したものではないからである。「判断表」は判断の機能の実質を捨象して、その形式を分類することによって得られる表なのである。

それにもかかわらず、カントは「判断における統一の機能を完全に提示しうるならば、悟性の機能はすべて見出されうる」と言った後、すぐに（次のページ A70=B95）「判断表」を掲げ、この「判断表」から「カテゴリー表」（A80=B106）を導出している。何故このようなことができるのであろうか。判断の形式の表を示すことが何故、統一の機能を完全に提示することになるのであろうか。何故、判断の形式からカテゴリーを導出することができるのであろうか。これが次章（Ⅱ）の課題である。そして、この課題を解決するためにも、我々は「対象」について考えねばならない。

Ⅱ

（Ⅱ-1）

対象は直観によって与えられる。そして、我々の感性的直観は空間・時間という形式を有している（『超越論的感性論』）。このことを考慮に入れた時、「対象」はどのように考えられるべきであらうか。カントに従って考えてみよう。

対象は空間・時間という形式に従って経験的に直観される。したがって、対象は空間中に延長を有するものとして直観される。すなわち、対象の経験的直観は空間的に多様な表象を含んでいる。また、これら多様な表象は時間中において継起的に表象される。すなわち、対象についての経験的直観は時間的にも多様な表象を含んでいる。このように空間的・時間的に多様な表象を自らの内に含む一つの経験的直観⁴が成り立つためには、それらの多様な表象が総合され、統一されていなければならない。では、その総合的統一の根拠は何であらうか。また、多様な表象の総合的統一によって成立する経験的直観の「対象」とは何であらうか。

経験的直観の多様から独立なものがあって、それが多様な表象の総合的統一の根拠であり、総合的統一によって成り立つ経験的直観の「対象」である、と考えることはできない。我々の感性に与えられるのは空間的・時間的に多様な表象だけであって、これを別にしてはいかなる対象も、対象の直観も与えられない。したがって、経験的直観の多様から独立なものという様なものは表象されえないのであり、表象されえないものは我々の「対象」ではありえない。そして、また、多様な表象の総合的統一の根拠でもありえない。

感性を通しては多様な表象しか与えられないとすれば、それらの多様を総合するの

は主観の自発的なはたらきであると考えねばならない。多様を自らの内を含む一つの経験的直観が成り立つには、多様な表象が主観の自発的なある一つのはたらき（はたらきの統一すなわち機能）によって総合的に統一されねばならないのである（総合的統一の機能）。しかし、このように主観のはたらきを根拠としていながら、経験的直観が対象についての直観すなわち客観的表象であると考えられるのは何故であろうか。

多様な表象の総合が無秩序で偶然的な仕方ではなされていたとすれば、それによって成り立つ表象は対象を有する客観的な表象とは考えられないであろう。多様を自らの内を含む一つの表象が対象と関わる直観であると考えられるためには、多様な表象の総合的統一が規則に従った必然的な仕方ではなされていなければならない。経験的直観の客観性とは、その内に含まれる多様の総合的統一の規則に従った必然性なのである。そして、経験的直観の対象とは、多様な表象が規則的必然的な仕方では総合的に統一されることによって構成されるものなのである。では、総合的統一の機能が規則に従っていることは何によって知られるであろうか。それは、総合されるべき多様な表象のすべてに、規則として普遍的に妥当する一つの表象、それらの多様を自らの下を含む表象が存することによって知られる。そして、多様な表象のすべてに規則として普遍的に妥当する表象とは概念である。概念は規則に従った総合的統一の機能の表象なのである⁶⁾。したがって、対象は概念の下に構成されると言うことができる。対象とは、その概念を規則として必然的な仕方では多様な表象が一つの経験的直観の内へと総合的に統一されるものなのである。（「客観とは、その概念の内へと一つの与えられた直観の多様が合一されるものである。」（B137）

（Ⅱ－２）

では、対象を構成する総合的統一の機能の必然性は何に基づくのであろうか。それは統覚の統一の必然性に基づく。

『我思う』は私のすべての表象に伴いうるものでなければならない。（B131）すなわち、私のすべての表象には根源的な自己意識に伴いうるものでなければならない。そして、この根源的な自己意識は多様な表象に伴っていてもすべて同一でなければならない。この多様な表象に伴う自己意識の同一性すなわち統覚の根源的統一は必然的なものである。しかし、個々の表象が別々に意識されているだけでは、それらの自己意識

が同一であるとは意識されないであろう。個々の表象はすべて総合され統一されなければならない。そして、この総合のはたらきが同一の自己意識の下でなされることによって、個々の表象に伴う自己意識がすべて同一であると意識されるのである。したがって、すべての表象を総合するはたらきにおける自己意識の同一性すなわち統覚の根源的総合的統一も必然的なものである。

対象を構成する総合的統一の機能の必然性はこの統覚の根源的総合的統一の必然性を基礎にしているのである。

(II-3)

我々は「対象」について考察する過程で総合的統一の機能を見出した。これと、前章(I)で見た分析的統一の機能とは、いかなる関係にあるのであろうか。

分析的統一の機能によって、種々の表象は秩序づけられ、概念の下に統一される。総合的統一の機能によって、多様な表象は総合され、概念を規則として統一される。分析的統一の機能と総合的統一の機能で異なっているのは対象との関わりである。分析的統一の機能にとって、対象はすでに与えられたものである。しかし、この対象の表象が空間・時間という形式に従って与えられるということは考慮されない。これに対して、総合的統一の機能は空間・時間の形式に従って対象を構成するのである。このような対象との関係の相違を捨象するならば、総合的統一の機能は分析的統一の機能から全く区別されないであろう。

空間・時間という感性的直観の形式を考慮に入れて、「対象」の意味を把え直す時、総合的統一の機能と分析的統一の機能が区別される。そして、対象を与えられたものとして考える分析的統一の機能は、対象を構成する総合的統一の機能を前提とするであろう。ある対象がある概念(たとえば「物体」)の下に分析的に統一されるのは、その対象が「物体」という概念を規則とする総合的統一の機能によって構成されているからなのである。しかし、また逆に、ある対象が「物体」という概念の下に構成されたものであるとすれば、その対象は「物体」という概念の下に分析的に統一されるのでなければならない。ある対象がある概念の下に分析的に統一されるというのも、総合的に統一されるというのも、同じことなのである。したがって、結局のところ、分析的統一の機能と総合的統一の機能とは、同じ機能であるということができるのである。

(II-4)

ここで再び統一の機能と判断の機能の関係について考えよう。

判断とは認識間の客観的結合関係の表象であり、判断の機能とは、対象と対象の客観的關係に基づいて、認識と認識を結合する機能であった。たとえば、「この物体は重い」という判断は、判断の機能によって、「物体」という概念と「重さ」という概念とが結合されて、成り立っている。しかし、このような結合がなされるためには、「物体」という概念の対象と「重さ」という概念の対象とが結合されて「重い物体」という一つの対象になっていると考えられねばならない。すなわち、「この物体は重い」という判断は「重い物体」という対象を前提とするのである。しかるに、この対象は「重い物体」という概念を規則とする総合的統一の機能によって構成されるべきものである。したがって、判断の機能は総合的統一の機能を前提とするのである。

また逆に、ある対象が「重い物体」という概念の下に構成されていたとすれば、その対象に基づいて、「重さ」という概念と「物体」という概念を結合して、「この物体は重い」という判断（あるいは、「ある重いものは物体である」「重くないものはこの物体ではない」等、形式は異なるが実質的に等しい、いくつかの判断）が下される⁶⁾。「重い物体」は「重い」のであり、また「物体」でもある。すなわち、「重い物体」についての経験的直観は「重さ」の直観と「物体性」の直観に分析できるのである。したがって、「重い物体」という対象を構成する総合的統一の機能は、「重さ」の直観と「物体性」の直観を総合的に統一する機能であるとも考えることもできるのである。そして、「重さ」の直観と「物体性」の直観の総合的統一が、「この物体は重い」という判断で表わされるのである。

このように、判断の機能は、その対象を構成する総合的統一の機能と別のものではない。両者は同じ機能であると言うことができるのである。

前章(I)では、統一の機能と判断の機能は区別すべきであると述べられた。対象が構成されるべきものであるということを捨象して、分析的統一の機能と判断の機能の関係を考えた時、両者の間に同一性は見出せなかったのである。しかし、感性的直観が空間・時間という形式に従っていることを考慮に入れることによって、「対象」の意味が把え直され、対象を構成する総合的統一の機能が見出された。それと共に、認識間の「客観的」関係の表象たる判断および判断の機能の意味も把え直されたのである。そして、それによって、判断の機能とその対象を構成する総合的統一の機能の

間に同一性が認められるようになったのである。

(II-5)

このように判断の機能と総合的統一の機能は同じ機能なのであるから、判断の機能の形式は総合的統一の機能の形式でもあるということになる。そして、総合的統一の機能の形式を表わす概念がカテゴリーである。しかるに判断の機能の形式は「判断表」ですべて示されるのであった。したがって、「判断表」は総合的統一の機能の形式もすべて提示しているのであり、「カテゴリー表」は「判断表」から導出されるのである。

しかし、ここでなお考慮すべきことがある。判断の機能と総合的統一の機能の同一性が見出されたのは、構成されるべきものとしての対象について考えることによってであった。そして、対象は、それを構成する総合的統一の機能の形式に従っていなければならない。カテゴリーは客観的妥当性を有するのである。これに対して、「判断表」は判断の対象を捨象して、形式だけを分類した表である。対象と対象の客観的關係に基づいて認識と認識を結合するという判断の機能の「対象と対象の客観的關係」という部分を捨象して、「主観の内では認識と認識を結合する形式」だけに注目しているのである。したがって、「判断表」で示されている形式は認識（概念や判断）には妥当するが、その対象には妥当しないのである。それ故、対象が構成されるべきものであるとした時、判断の形式はどのように考えられるのか、何故、判断の形式から客観的妥当性を有するカテゴリーが導出されるのか、という問題について考えてみなければならないのである。そのために、改めて「対象」について考察しよう。

(II-6)

対象が構成されるということは、空間的・時間的に多様な表象が概念を規則として必然的な仕方では総合的に統一されて、一つの経験的直観が成立しているということである。この総合的統一が必然的であることによって、経験的直観は客観的であり、その概念は単なる思惟ではなく認識に使用されているのだと考えられる。そして、対象は、このような経験的直観と概念から成る経験的認識（経験）の対象としてしか考えられないのである。したがって、経験的認識を可能にする条件はその対象を可能にする条件でもあるということになる。（「経験一般の可能性の制約は同時に経験の対象の

可能性の制約である。」(A158=B197)

それでは、経験的認識の可能性の条件は何であろうか。認識が単なる思惟ではなく客観的な認識であると考えられるのは、経験的直観の内に含まれる多様な表象の総合的統一の必然性によるのであり、この必然性は統覚の根源的総合的統一（これは客観性の根拠となるものであるから統覚の客観的統一とも呼ばれる）の必然性由来するものであった。したがって、認識の可能性の条件は統覚の客観的統一であり、認識とその対象はこの条件に従っていないといけない。それでは、認識が統覚の客観的統一という条件に従っているということはどういうことであろうか。統覚の客観的統一は私のすべての表象を総合するはたらきに伴う統覚の統一であった。すべての表象を総合するはたらきによって可能となるのは、すべての表象を自らの内に含む一つの経験的直観、一つの経験（経験の総体）である。したがって、ある認識が統覚の客観的統一という条件に従っているということは、その認識がなんらかの他の認識と関係づけられて、経験の総体の中に位置づけられうるということである。認識は他の認識と関係づけられうることによって認識たりうるのである。

さて、認識と認識の客観的関係の表象が判断であった。したがって、ある認識が統覚の客観的統一という条件に従っているならば、その認識は判断において他の認識と結合されうるものでなければならない。すなわち、「判断は、与えられた諸認識を統覚の客観的統一にもたらず仕方に他ならない」(B141)のである。それ故、判断の形式は認識を可能にする条件であると言うことができるであろう。そして、認識を可能にする条件はその対象を可能にする条件でもあるのだから、判断の形式は対象にも妥当するのである。したがって、判断の形式から客観的妥当性を有するカテゴリーを導出することができるのである。

以上のように、感性的直観が空間・時間という形式を有することを考慮に入れて、対象は構成されるべきものであると考えることによって、判断の機能と総合的統一の機能の同一性が見出され、また、判断の形式から客観的妥当性を有するカテゴリーを導出しうることも明らかになったのである。こうして、何故カントが「判断表」から「カテゴリー表」を導き出せたのかということも理解されるであろう。

註

- (1) それらの対象についての直観を分析すれば、「物体性」という同一の徴表が得られるということである。
 - (2) 主語概念と述語概念の外延が等しい場合もあるが、この場合も、一方が主語、他方が述語となっている以上、一方が他方の下に包摂されているのであり、特殊と普遍として考えられていると言ってよいであろう。
 - (3) 統一の機能の形式を完全に提示できたことになるのである。そして、この形式を表わす概念がカテゴリーである。
 - (4) 空間的な多様を含むのは外的直観だけであるが、時間的な多様はすべての直観に含まれている。
 - (5) 分析的統一の機能の場合と同様ここでも総合的統一の機能が概念の存在根拠であり、概念が総合的統一の機能の認識根拠となっている。
 - (6) これは「重い物体」という様な複合的な概念にだけあてはまるのではなく、「重さ」という様な概念にもあてはまる。「対象」という概念はすべての対象に妥当するのだから、「重い対象」という概念と「この対象は重い」という判断を考えればよいのである。
- (付記) この論文は、筆者の修士論文（「カントにおける範疇と理念——演繹と要請」）の試問の際に木曾好能教授からいただいた御教示がきっかけとなって成ったものである。

〔哲学 博士課程〕

Begriff und Urteil in Kants „Kritik der reinen Vernunft“

Shin-ichi OTA

Ist die Urteilstafel der richtige Leitfaden der Entdeckung der Kategorientafel? Können die Kategorien von der Urteilsformen abgeleitet werden? Die Urteilsform ist die Form der Funktion zu urteilen und die Kategorie ist die Form der Funktion der Einheit. Also setzt die Ableitung der Kategorie von der Urteilsform die Identität dieser Funktionen voraus. Aber die Funktion der analytischen Einheit ist verschieden von der Funktion zu urteilen.

Die Betrachtung der Objektivität lehrt die Funktion der synthetischen Einheit, die der mannigfaltigen Vorstellungen in einer empirischen Anschauung die notwendige Einheit gibt und das Objekt der Erkenntnis konstruiert. Die Funktion der synthetischen Einheit und die der analytischen sind verschieden nicht im wesentlichen, sondern nur im Beziehung zum Objekt; die eine konstruiert das Objekt, und die andere setzt das voraus. Die Funktion zu urteilen ist identisch mit der der synthetischen Einheit, die das Objekt des Urteils konstruiert. Also kann die Kategorie als die Form der Funktion der synthetischen Einheit von der Urteilsform abgeleitet werden.

Die Betrachtung der Objektivität lehrt auch die objektive Gültigkeit der Kategorien. Der Grund der Objektivität ist die Notwendigkeit der objektiven Einheit der Apperzeption, und ein Urteil ist „die Art, gegebene Erkenntnisse zur objektiven Einheit der Apperzeption zu bringen.“ (B141) Also sind die Urteilsformen die Bedingungen der Möglichkeit der Erkenntnisse und ihrer Objekte. Folglich haben die Kategorien die objektive Gültigkeit.

In dieser Weise leitet Kant die Kategorientafel von der Urteilstafel ab, und beweist objektive Gültigkeit der Kategorien.